

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）
について

資料 1 川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）について

資料 2 パブリックコメントの御案内

令和元年 10 月 7 日

総務企画局

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方(案)について

1 条例改正に至る経緯等

- (1) 本条例は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(以下「行政手続オンライン化法」という。)の趣旨に基づき、平成18年3月23日に制定しました。
→紙で申請していた手続きについて、電子申請や当時の行政サービス端末による証明書発行などオンライン化を実現
- (2) 行政手続オンライン化法が改正され、令和2年2月末に施行が予定されています。
- (3) 行政手続オンライン化法の改正を踏まえ、本条例の改正に向けた考え方がまとまりましたので、市民意見の募集を行うものです。

2 行政手続オンライン化法の改正

- (1) 目的
情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や、行政運営の簡素化効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項を定める。
- (2) 内容

法律名の変更

ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)に変更

行政手続のオンライン原則

- イ 行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)のオンライン実施を原則化
→電子申請、結果通知のメール送付
- ウ 本人確認や手数料納付をオンラインで実施
→本人確認: ID・パスワード、公的個人認証、マイナンバーカード
手数料納付: クレジットカード、電子マネー

添付書類の撤廃

エ 行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報に関する添付書類について、添付を不要とする規定を整備
→住民票、登記事項証明書

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

オ オンライン化や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API(外部連携機能)の整備、情報システムの共用化

デジタルデバイド対策

カ 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正

⇒イ～カについて地方自治体は努力義務

- (3) 公布日、施行予定日
令和元年5月31日公布、令和2年2月末施行予定

3 本市における対応

行政手続オンライン化法の改正に伴い、本条例を次のように改正して対応します。

- (1) 法律名変更に伴う条例名変更及び法改正に伴う文言修正
⇒条例名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」とするとともに、法改正で実施している細かな文言修正の反映
- (2) オンラインでの本人確認を可能とする条項の追加
- (3) 手数料納付について、電子納付による手法を可能とする条項の追加
- (4) 情報連携による添付書類の省略を可能とする条項の追加

⇒ 本条例改正により、各手続では条例を改正せずに、規則で対応することが可能となります。

4 今後のスケジュール

- 令和元年10月7日: 総務委員会説明、報道機関への情報提供
- 令和元年10月8日～11月8日: 市民意見の募集(市政だより、市ホームページ、区役所市政資料コーナー等で広報)
- 令和2年第1回市議会: 「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の一部改正案の上程(予定)

「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正の考え方」について意見を募集します

- 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や、行政運営の簡素化効率化を図るため、国は「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を改正し、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項を定めました。
- このたび、同法改正の趣旨に基づき、「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」を制定しますので、市民の皆様から広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和元年10月8日(火) から **11月8日(金)** まで

※ 郵送の場合は、令和元年11月8日(金) 消印有効

※ 持参の場合は、11月8日(金) 17時15分まで

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) 総務企画局情報管理部 ICT 推進課(市役所第3庁舎9階)

※このほか、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール(専用フォーム)、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名(団体の場合は名称及び代表者の氏名)」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※電子メールは、川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。

※いただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。

4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局情報管理部 ICT 推進課

電話：044(200)2109

FAX：044(200)3752